

(案)

令和8年度那覇市立図書館等資料搬送業務委託契約書

発注者と受注者は、次の条項により那覇市立図書館等資料搬送業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(委託業務)

第1条 発注者は、別紙1に定める那覇市立図書館等資料搬送業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

(委託期間)

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(委託料)

第3条 委託業務に対する委託料の1日当りの単価は_____円(税別)とし、月額払いとする。

2 委託料の計算時に1円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨てるものとする。

(契約保証金)

第4条 入札金額の100分の10以上とする。ただし、那覇市契約規則第30条各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(総則)

第5条 発注者及び受注者は、頭書記載の業務の委託契約について、この契約書に定めるもののほか、仕様書その他発注者が指示する文書等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 委託業務における個人情報の取扱いについては、別紙2を遵守しなければならない。

4 この契約に定める催告、請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

9 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

第8条 この契約の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害(保険その他によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者の負担とする。

(業務責任者)

第9条 受注者は、業務の履行の管理を行う業務責任者(技術上の管理及び業務従事者の指揮・監督を行う者をいう。)を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行う。

(業務関係者に対する措置要求)

第10条 発注者は、前条の業務責任者又は受注者の使用人等がその業務の実施につき著しく不相当と認めるときは、その理由を示して受注者に必要な措置を求めることができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を発注者に通知しなければならない。

(調査、報告)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の処理状況を調査し、又は受注者に対して報告を求めることができる。

(貸与品等)

第12条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

2 受注者は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

(業務内容の変更)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第14条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、業務委託料その他の契約内容を変更することができる。

(臨機の措置)

第15条 受注者は、業務を行うに当たり、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合において、受注者は、必要があると認める場合は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 3 受注者は、第1項の措置をとったときは、直ちに、その措置の内容を発注者に通知しなければならない。

(検査)

第16条 受注者は、業務を行うにあたり、日々の業務実施状況を日報として記録し、発注者はこれを随時確認できるものとする。

(業務委託料の支払い)

第17条 受注者は、前条の確認を受けたときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 委託料は月額払いとし、前項により請求された金額とする。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求を受けたときは、その請求を受理した日から起算して30日以内に、業務委託料を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第18条 発注者は、この成果物が契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、業務履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者と協議の上、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当な期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 第1項又は第3項の規定による請求は、第16条に規定する引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

きる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第6条の規定に違反し、この契約によって生ずる債権を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を完了させることができなことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第23条又は第24条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2第1項(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき。

(2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 第19条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることはできない。

(協議解除)

第22条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定による解除をしたことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除)

第23条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除)

第24条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第13条の規定により、発注者が業務を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が履行期間の2分の1以上に達するとき。

(2) 第13条の規定により、発注者が業務の内容を変更しようとする場合において、当初の業務委託料の3分の2以上減少することとなるとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第25条 第23条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることはできない。

(発注者の損害賠償請求権等)

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 業務に契約不適合があるとき。

- (3) 前2項に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号において、履行期間後に業務の完了の見込みのあるときは、発注者は、第1項の損害賠償に代えて、受注者から遅延損害金を徴収し、履行期間を延長することができる。
- 6 前項の遅延損害金の額は、契約金額(発注者の検査に合格又は第10条第2項の協議が成立した物品があるときは、その対価相当額を除く。)につき、遅延日数に応じ、契約時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(以下「財務大臣決定利率」という。)の割合で計算した額とする。

(受注者の損害賠償請求権等)

- 第27条** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第23条又は第24条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前項に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第17条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣決定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(補則)

第28条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

	(所在地)	那覇市泉崎1丁目1番1号
発注者	(名称)	那覇市
	(代表者)	那覇市長 知念 覚

	(所在地)	
受注者	(名称)	
	(代表者)	

(案)

別紙 1

令和 8 年度 那覇市立図書館等資料搬送業務委託仕様書

1 委託業務内容

(1) 定期巡回搬送

① 那覇市立図書館等施設間の資料搬送

本館や分館等から搬送する資料は、搬送先の館ごとに分けし搬送する。

② ブックポストからの資料回収

市役所等に設置されたブックポストから資料を回収し、上記①のコンテナとは別に分けしたうえで、各搬送先館に搬送する。

※なは市民協働プラザのブックポストに返却された「女性センター」所蔵の資料はその場で当該施設へ返本すること。

A 那覇市立図書館等施設

No.	施設名称	所在地
1	那覇市立中央図書館	沖縄県那覇市寄宮 1 丁目 2 番 15 号
2	那覇市立牧志駅前ほしぞら図書館	沖縄県那覇市安里 2 丁目 1 番 1 号
3	那覇市立小禄南図書館	沖縄県那覇市高良 2 丁目 7 番 1 号
4	那覇市立首里図書館	沖縄県那覇市首里当蔵町 2 丁目 8 番 2 号
5	那覇市立若狭図書館	沖縄県那覇市若狭 2 丁目 12 番 1 号
6	那覇市立石嶺図書館	沖縄県那覇市首里石嶺町 2 丁目 70 番 9 号
7	那覇市立繁多川図書館	沖縄県那覇市繁多川 4 丁目 1 番 38 号
8	人材育成支援センターまーいまーい Naha	沖縄県那覇市字上間 549 番 1

B ブックポスト設置施設

No.	施設名称	所在地
1	那覇市役所本庁舎	沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
2	なは市民協働プラザ	沖縄県那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
3	那覇市立病院	沖縄県那覇市古島 2 丁目 31 番地 1
4	首里支所	沖縄県那覇市久場川町 2 丁目 18 番地 9
5	小禄支所	沖縄県那覇市宇栄原 4 丁目 2 番 2 号
6	那覇市総合福祉センター	那覇市金城 3 丁目 5 番地 4

C 各ブックポスト回収資料の搬送先館

No.	ブックポスト設置施設	搬送先館
1	那覇市役所本庁舎	若狭図書館
2	なは市民協働プラザ	中央図書館
3	那覇市立病院	石嶺図書館
4	首里支所	石嶺図書館
5	小禄支所	小禄南図書館
6	那覇市総合福祉センター	小禄南図書館

(2) 団体配送（40 団体程度）

各館が事前に指定する保育園、児童クラブ、こども園等の団体へ資料の配本および回収を行う。

(3) 個人宅配

中央図書館が事前に指定する個人宅に資料の配本・回収を行う。

(4) 臨時の搬送

中央図書館が事前に指定する日及び場所に指定する資料を搬送する。

2 搬送日及び時間

(1) 搬送の曜日および回数は下記のとおりとし、変更が必要な場合は協議の上で決定する。

① 定期巡回搬送

- ・実施日：毎週火曜日、木曜日、土曜日（週3回）
- ・時間：午前9時00分～午後4時00分（約6～7時間）
- ・定期巡回日が全館休館日と重なる場合は、搬送業務は休止とする。
ただし、代替日が必要な場合は、協議の上で決定する。

② 団体配送

- ・実施日：第1火曜日、第1水曜日、第3水曜日、第4木曜日（月4回）
- ・配送対象の団体は、発注者が受注者へ事前に通知する。
- ・団体配送日が休館日と重なる場合は、配送日を変更する。

③ 個人宅配・臨時の搬送

- ・日時は個別に定め、発注者が受注者へ事前に通知する。

(2) 暴風警報の発令等により業務開始時から図書館が休館となる場合は、その日の搬送業務は取り止めとする。

3 車両及び車両の運転手等

- (1) 委託業務に使用する車両（以下「搬送用車両」という。）は、積載部が施錠設備等により安全性が確保され、かつ資料の搬送に適しているものを使用すること。
- (2) 受注者は、業務責任者及び搬送用車両に搭乗する運転手の氏名をあらかじめ発注者に届け出るものとし、これを変更するときも同様とする。
- (3) 発注者が必要があると認めたときは、受注者の承諾を受けて搬送用車両に職員を同乗させることができる。

4 連絡義務等

受注者は、次に該当するときは、直ちに発注者へ連絡するとともに適切な処置を講じること。

- (1) 交通渋滞その他やむを得ない事由により予定時刻を遅延するおそれがあるとき
- (2) 天災、交通事故その他の理由により、委託業務に支障が生ずるおそれがあるとき
- (3) 委託業務中に資料が盗難、紛失又は損傷したとき

5 搬送記録

資料の搬送にあたっては、図書館等資料搬送業務日誌に所定の事項を記入し、中央図書館へ提出すること。

6 貸与品

- (1) 発注者は、受注者へ下記の物品を貸与し、受注者はこれを使用し業務にあたること。
 - ①品名 鍵 ア 那覇市役所本庁舎等設置ブックポスト用
 イ 又は市民協働プラザ設置ブックポスト用
 ウ 那覇市立病院設置ブックポスト用
 エ 中央図書館公園入口用
 - ②数量 4本
 - ③引渡場所 中央図書館
 - ④引渡時期 契約開始日前まで
- (2) 受注者は、業務の完了等で貸与品が不要となった場合は、発注者へ返還すること。

7 その他

(1) 用語の説明

- ① 資料（図書、CD・DVD等の視聴覚資料、その他の資料）
※この仕様書では、業務上使用する大型本（付帯備品含む）、その他文書、小備品等を含むものとする。
- ② ブックポスト（図書返却用ポスト）
※原則、図書（紙芝居含む）のみの返却用であるが、視聴覚資料が投函される

場合があるので留意する。

(2) 損害賠償保険の加入

委託業務の実施にあたり、資料に損害を生じた場合の損害賠償のための保険に加入すること（本契約後に保険証等の写しを提出する）。

(3) 業務委託期間

① 1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

② 年間搬送見込み日数 182日（1日あたり約6～7時間）

(4) 搬送先の変更について

首里図書館は令和8年11月より再開館予定のため、本契約期間内に定期巡回搬送および各ブックポスト回収資料の搬送館に変更が生じる予定である。仕様書等の内容変更については発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

個人情報の取り扱いに関する仕様書

1 目的

本仕様書は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 66 条及び那覇市個人情報の取扱いに関する安全管理要綱(令和 5 年市長決裁)第 19 条の規定に基づき、那覇市立図書館等資料搬送業務委託契約に関して、個人情報の取扱いについて共通する事項を定めることにより、個人情報の流出防止をはじめとする保護を実現することを目的とする。

2 定義

本仕様書に掲げる用語の意義は、次の各号の定めによるものとする。

- ① 委託者 個人情報を取り扱う業務の処理を委託した者をいう。
- ② 受託者 個人情報を取り扱う業務の処理の委託を受けた者をいう。
- ③ 個人情報 氏名や住所、電話番号など委託者が管理する個人に属する情報をいう。
- ④ 滅失等 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用をいう。

3 秘密の保持

受託者は、本契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 個人情報の滅失等の防止等に関する義務

受託者は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、滅失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

5 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

受託者は、委託業務の目的以外に個人情報を利用してはならない。また、業務に関連して知り得た個人情報を第三者に開示、公表、及び配布等をしてはならない。ただし委託者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

6 個人情報処理の再委託の禁止又は制限

- (1) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。ただし、委託者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。
- (2) 受託者が第三者に委託業務の全部又は一部を請け負わせる場合、受託者は委託者に対し当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

7 個人情報の複写及び複製の禁止

- (1) 受託者は、個人情報を委託業務の目的以外に複写及び複製してはならない。ただし、委託者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。
- (2) 受託者は、委託業務の目的の範囲内であっても、複写又は複製を業務遂行の必要最小限に止めなければならない。

8 個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務

- (1) 委託者は、いつでも受託者に対して個人情報の関わる管理状況を監査する権限を有する。
- (2) 委託者は、必要と認める場合には、受託者の事業所等に立ち入り、個人情報に係る安全管理措置等の遵守状況を監査することができる。
- (3) 委託者が受託者に対して個人情報保護に関わる監査を実施する場合、受託者は委託者に協力しなければならない。

9 個人情報の滅失等の事故発生に関する報告義務

- (1) 受託者は、滅失等があった場合は速やかに委託者へ報告しなければならない。
- (2) 受託者は、滅失及び破損等があった場合は速やかに原因を特定するとともに、滅失等が発生した原因及び経緯に関して書面で報告しなければならない。

10 委託契約終了後の個人情報の返却又は廃棄

- (1) 受託者は、本契約終了後に委託者から要求がある場合又は法令の定めで必要がある場合は、直ちに委託者から預託された個人情報を委託者に返却しなければならない。ただし、委託者から別に指示がある場合は、その指示に従って廃棄又はその他の処分をするものとする。
- (2) 廃棄の方法は、次項の定めによるものとする。

11 廃棄の方法

- (1) 受託者は、委託者から預託された個人情報を廃棄する場合は、次の各号に定める方法によるものとする。
 - ① 個人情報が記載されている書類等は、焼却、溶解又は微細に裁断する。
 - ② 個人情報が記録されている機器類又は電子媒体等は、物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じる。
- (2) 受託者は、前項各号に定める方法により廃棄した場合は、速やかに廃棄した旨を証明する書面を委託者に提出しなければならない。

12 従事者への周知

受託者は、本契約の業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてその業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

巡回車基本スケジュール(2026年4月～2026年10月)(案)

	火	水	木	金	土
第1週	定期巡回 9:00～16:00		定期巡回 9:00～16:00		定期巡回 9:00～16:00
	牧志団体配送 巡回時間内	中央・繁多川・小禄南 まーいまーい団体配送 9:00～16:00			
第2週	定期巡回 9:00～16:00		定期巡回 9:00～16:00		定期巡回 9:00～16:00
第3週	定期巡回 9:00～16:00		定期巡回 9:00～16:00		定期巡回 9:00～16:00
		若狭・石嶺・牧志団体配送 9:00～16:00			
第4週	定期巡回 9:00～16:00		定期巡回 9:00～16:00		定期巡回 9:00～16:00
			牧志団体配送 巡回時間内		
第5週	定期巡回 9:00～16:00		定期巡回 9:00～16:00		定期巡回 9:00～16:00

【定期巡回コース】

火	中央 → まーいまーいNaha → (那覇市総合福祉センター) → (小禄支所) → 小禄南 → (本庁舎) → 若狭 → 牧志 → 中央 → 繁多川 → (那覇市立病院) → (首里支所) → 石嶺 → (なは市民協働プラザ) → 牧志 → 若狭 → 小禄南 → まーいまーいNaha → 繁多川 → 中央
木	中央 → まーいまーいNaha → (小禄支所) → 小禄南 → (本庁舎) → 若狭 → 牧志 → 中央 → 繁多川 → 石嶺 → (なは市民協働プラザ) → 牧志 → 若狭 → 小禄南 → まーいまーいNaha → 繁多川 → 中央
土	中央 → まーいまーいNaha → (那覇市総合福祉センター) → 小禄南 → (本庁舎) → 若狭 → 牧志 → 中央 → 繁多川 → (那覇市立病院) → (首里支所) → 石嶺 → (なは市民協働プラザ) → 牧志 → 若狭 → 小禄南 → まーいまーいNaha → 繁多川 → 中央

※ブックポストは、その日の交通渋滞等の状況を見ながら回収するため、上記のコースと異なる場合があります。

【団体配本】

中央 ⇒ 第1水曜日
 牧志 ⇒ 第1火曜日・第3水曜日・第4木曜日
 小禄南 ⇒ 第1水曜日
 若狭 ⇒ 第3水曜日
 石嶺 ⇒ 第3水曜日
 繁多川 ⇒ 第1水曜日
 まーいまーい ⇒ 第1水曜日

ブックポスト → 搬送先館	回収曜日
本庁舎 → 若狭図	火・木・土
なは市民協働プラザ → 中央図	火・木・土
市立病院 → 石嶺図	火・土
首里支所 → 石嶺図	火・土
小禄支所 → 小禄南図	火・木
那覇市総合福祉センター → 小禄南図	火・土

※団体搬送の日程等については、変更になる可能性もあります。

巡回車基本スケジュール(2026年11月～2027年3月)(案)

	火	水	木	金	土
第1週	定期巡回 9:00～16:00		定期巡回 9:00～16:00		定期巡回 9:00～16:00
	牧志団体配送 巡回時間内	中央・繁多川・小禄南 まーいまーい団体配送 9:00～16:00			
第2週	定期巡回 9:00～16:00		定期巡回 9:00～16:00		定期巡回 9:00～16:00
第3週	定期巡回 9:00～16:00		定期巡回 9:00～16:00		定期巡回 9:00～16:00
		若狭・石嶺・牧志団体配送 9:00～16:00			
第4週	定期巡回 9:00～16:00		定期巡回 9:00～16:00		定期巡回 9:00～16:00
			牧志団体配送 巡回時間内		
第5週	定期巡回 9:00～16:00		定期巡回 9:00～16:00		定期巡回 9:00～16:00

【定期巡回コース】

火	中央 → まーいまーいNaha → (那覇市総合福祉センター) → (小禄支所) → 小禄南 → (本庁舎) → 若狭 → 牧志 → 中央 → 繁多川 → 首里 → (那覇市立病院) → (首里支所) → 石嶺 → 首里 → (なは市民協働プラザ) → 牧志 → 若狭 → 小禄南 → まーいまーいNaha → 繁多川 → 中央
木	中央 → まーいまーいNaha → (小禄支所) → 小禄南 → (本庁舎) → 若狭 → 牧志 → 中央 → 繁多川 → 首里 → 石嶺 → 首里 → (なは市民協働プラザ) → 牧志 → 若狭 → 小禄南 → まーいまーいNaha → 繁多川 → 中央
土	中央 → まーいまーいNaha → (那覇市総合福祉センター) → 小禄南 → (本庁舎) → 若狭 → 牧志 → 中央 → 繁多川 → 首里 → (那覇市立病院) → (首里支所) → 石嶺 → 首里 → (なは市民協働プラザ) → 牧志 → 若狭 → 小禄南 → まーいまーいNaha → 繁多川 → 中央

※ブックポストは、その日の交通渋滞等の状況を見ながら回収するため、上記のコースと異なる場合があります。

【団体配本】

中央 ⇒ 第1水曜日
 牧志 ⇒ 第1火曜日・第3水曜日・第4木曜日
 小禄南 ⇒ 第1水曜日
 若狭 ⇒ 第3水曜日
 首里 ⇒ 第3水曜日
 石嶺 ⇒ 第3水曜日
 繁多川 ⇒ 第1水曜日
 まーいまーい ⇒ 第1水曜日

ブックポスト → 搬送先館	回収曜日
本庁舎 → 若狭図	火・木・土
なは市民協働プラザ → 中央	火・木・土
市立病院 → 首里図	火・土
首里支所 → 石嶺図	火・土
小禄支所 → 小禄南図	火・木
那覇市総合福祉センター → 小禄南図	火・土

※団体搬送の日程等については、変更になる可能性があります。